

# 川崎市環境教育・学習基本方針

(改訂版)



平成18年3月

川崎市

# 第1部 総論

## 第1章 基本方針改訂の趣旨

### 1 改訂の背景

本市では、川崎市環境基本条例、川崎市環境基本計画に基づき、環境教育・学習の一層の推進を図るため、1995年11月に「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定いたしました。基本方針策定後、10年が経過しましたが、地球温暖化やヒートアイランド現象、資源の枯渇化など様々な環境問題が顕在化しています。

このような中、2002年10月に「川崎市環境基本計画」を改訂し、環境教育・環境学習の推進が政策手段に係る重点分野として位置づけました。

また、2002年のヨハネスブルグ・サミットにおいて「持続可能な開発のための教育の10年」が決議されたことなどを背景に2003年7月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布され、2004年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が策定され、環境教育・学習の重要性が認識されてきました。

更に、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は4月に「京都議定書目標達成計画」を公表しましたが、その中でも環境教育は重要な課題として位置づけられました。

このような状況のもと、基本方針の一部改訂を行いました。

### 2 改訂の視点

本市の環境教育・学習が目指すものは、川崎市の望ましい環境像である「人と環境が共生する都市・かわさき」を実現し、地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することです。

基本方針は、2010年度を目途に「川崎市環境基本計画」に掲げられている環境教育・環境学習事業の内容の充実、環境教育・環境学習推進のための基盤整備、環境保全に関する活動等を通じた環境教育・環境学習の促進の3つの重点的取組事項及び「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を考慮し、改訂いたしました。

### 3 目的

廃棄物や自動車交通公害等の都市・生活型環境問題、地球温暖化、オゾン層破壊等の地球環境問題等、今日の環境問題に対処していくためには、市民一人ひとりが環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、環境に配慮した行動を実践するとともに、各事業者においては、資源・エネルギーの多消費型生産・流通のあり方を見直し、環境に配慮した事業活動を行うことが求められます。

このように、環境教育・学習の推進に関しては、市民（市民活動団体を含む。）、事業者及

び行政のそれぞれが役割を担うものですが、行政としては、環境教育・学習の推進に係る基本方針を策定し、それに沿って具体的な事業を展開していくことが重要な役割です。

川崎市環境基本条例では、基本的施策として「市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。」と環境教育の推進を位置づけています。

更に、2002年10月に改訂した川崎市環境基本計画では、環境教育・環境学習の推進が政策手段に係る重点分野として位置づけました。

改訂した基本方針は、川崎市の環境教育・学習の目指すものを明らかにし、それに沿った施策の方向、具体的な推進の仕組等を示すことにより、川崎市における環境教育・学習の一層の推進を図るためのものです。

#### 4 性格

この基本方針は、本市における環境教育・学習を計画的かつ効果的に推進していくためのガイドラインとしての役割を担うものです。

#### 5 内容

この基本方針は、環境教育・学習の基本的な考え方を示し、本市の現状と課題を整理した上で、本市としての環境教育・学習の目標を示しています。更に、その目標を実現するための基本的な施策の方向及び具体的な事業例を示しています。

## 第2章 環境教育・学習の基本的な考え方

### 1 環境教育・学習の目的及び意義

2004年9月に国において策定された「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」の中で「環境教育は、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材をはぐくむことが大切である。環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指す。」と明記されています。

すなわち、環境教育・学習とは、私たち人間の生活や生産活動が環境にどのような影響を与えているか、また、その環境変化が私たち人間にどのような影響を及ぼすのかなど、人間と環境との相互作用を学ぶことです。そして、このままの生活や生産活動を続けた場合、私たちの生活や環境は将来どう変化するのかを予測し、環境への負荷の少ない行動様式を身に付けていくことです。更に、空気、水、土壌などの環境資源が人類の生存に不可欠であるという認識の下に、環境との共生という視点から、個人、社会の価値基準や行動規範を確立し、生活様式や社会システムを持続可能な仕組みに変革していくため、主体的に行動できる人間の育成を目的とするものです。

### 2 環境教育・学習の必要性

1960年代の環境問題は、高度成長時代を反映して、産業型公害が主流でしたが、これらは国による規制的・誘導的手段、川崎市をはじめとする地方公共団体による独創的な公害対策の実施、そして企業による積極的な取組等の結果、かつての汚染状況は一定の改善がみられるようになりました。

1980年代に入ると、全国的にも都市・生活型公害問題、先端技術産業の進展に伴う化学物質による環境汚染問題が大きくクローズアップされるようになりました。さらには、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、その被害や影響が地球的規模にまで広がりをもった環境問題として国際的な関心と呼ぶようになりました。

1990年代以降は、市を取りまく環境問題は、南部地域道路沿道の自動車公害、顕在化した土壌汚染、地下水汚染、また、廃棄物の増加、緑地の減少など緊急に取り組むべき課題が山積しています。

また、21世紀に入った今日では、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象が多発しており、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の大気中の濃度は上昇を続けています。そこで、1997年には気候変動枠組条約第3回締約国会議で、温室効果ガスの削減に法的拘束力を持つ約束として「京都議定書」が採択され、2005年2月にこの条約は発効しました。

これらの環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄を基盤とした私たちの生活様式や環境との共生よりも利便性の追求、経済成長を是としてきた私たちの価値観や社会経済システムに起因するものです。

そのため、これらの問題を解決していくためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関

わりを正しく認識し、環境に配慮した生活を心がけるとともに、環境にやさしい技術を開発し、制度を整えることにより、社会全体を持続可能なものに組み替えていくことが重要です。

そして、その基礎をなすものとして、人間と環境との関わりを学び、よりよい環境の保全と創造のために主体的に行動できる人間を育成する環境教育・学習が重要となっており、幼児、児童・生徒、成人、高齢者等のそれぞれの段階であらゆる機会をとらえて、環境教育・学習が継続的に実施されることが必要です。

### 3 環境教育・学習の推進に係る市民、事業者、学校等及び行政の基本的役割

先に述べたように、現在の環境問題は、従来のような行政主導の取組だけでは解決できないものとなっています。したがって、環境教育・学習の推進に当たっては、市民、事業者、学校等及び行政のそれぞれが、その役割と責任を認識し、ともに連携をとりながら主体的に取組を進めることが大切です。

#### (1) 市民の役割

現在の環境問題の根底には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムとそれに支えられた都市生活や活動があります。

そこで、市民には、環境教育・学習を進めることによって、人間活動と環境との相互作用を正しく理解し、環境に配慮したライフスタイルを実践し、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）として社会経済の仕組みを変えていく役割があります。また、地域の環境保全活動に参加し、環境学習や環境保全活動に関連する施設の運営に関わるなど、良好な環境の保全及び創造のために、主体的かつ積極的に行動していく役割があります。

更に、川崎市が行う環境施策に積極的に参画し、協働していくことが求められています。

#### (2) 事業者の役割

これからの企業に求められることは、効率性や生産性だけでなく、環境に配慮した企業活動が結果として企業の発展につながるという経営理念です。

そこで、事業者は、地域社会の一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加すること、事業所内で環境教育・学習を行い、従業員の環境意識を高めること、環境に配慮した製品の製造・販売、技術の開発に努めることなど、企業の社会的責任（CSR）を果たすという役割があります。

更に、川崎市などが行う環境施策に積極的に参画し、協働していくとともに、事業所が持つ環境報告書等、環境に関する情報を公開、提供していくことが求められています。

#### (3) 学校等の役割

幼児、児童、生徒を対象とした学校等における環境教育・学習は将来の世代が環境に対する意識を高めるための基礎となるものであり、大変重要な位置を占めています。

学校等においては、教育活動の全体を通じてそれぞれの発達段階に応じた環境教育を行うことが重要です。更に、学校等で学んだことを家庭、地域に広げていくことが求められます。

#### (4) 行政の役割

行政の基本的役割は、環境教育・学習に関する施策を推進すること、社会経済システムを変えていくための制度を整備していくこと、市民、事業者、学校等が実施する環境保全活動の場や機会の充実を図り、さらに各主体を連携させる役割があります。また、市民活動団体の自立を支援し、自立的な活動をするための基盤作りと市民との協働による施策を推進していくという役割もあります。

例えば、自然とのふれあいの機会を設けること、人間活動と環境との相互作用について学ぶ機会を設けること、環境に関する情報提供を行うことなど、環境教育・学習に関する施策を推進することは、市民の環境意識を高め、ライフスタイルや価値観を見直していくきっかけともなり、これは行政の役割の一つです。

その一方で、環境教育・学習の成果である環境に配慮したライフスタイルの実践を可能にし、社会全体で定着させるには、それを支える制度面、技術面での整備が必要となります。そして行政には、特に制度面での整備を進めていく役割があります。

更に、行政自らが常に環境に配慮した施策を実施できるよう、職員の環境意識を高めていく努力も必要です。

#### (5) 環境教育・学習の推進における市民、事業者及び行政の役割

環境教育・学習の推進における市民、事業者及び行政の役割は、その段階に応じて次のようになるものと考えられます。

段 階		内 容	市民・事業者	行政
環境教育・学習 ↑ ↓	狭義の環境教育	第1段階	主体的な学習 ←	学習機会の提供
		第2段階		知識・情報の伝達 ←
	環境保全活動	第3段階	主体的な学習、活動 ←	支援
		第4段階		行政施策への主体的な参画・協力、情報提供 →

第1・第2段階では、市民や事業者に対して環境への関心を呼び起こすきっかけを作ったり、環境に関する知識や情報を伝達する、いわば行政からの「環境教育」が主体となります。

そして、第3・第4段階では、市民や事業者は主体的に学習を進め、環境に配慮した行動を実践し、行政はそれに対しての活動支援を行う、いわば「環境保全活動」の段階といえます。

実際には、常に各段階が繰り返し行われるものですが、このような基本的な流れを念頭に

三者が連携し、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

なお、上記の表は市民、事業者及び行政の関係をわかりやすく区分し、説明したもので、これ以外にも市民及び事業者が自主的に、また、それぞれが相互に学習機会の提供、知識・情報の伝達、支援等を行うことが期待されます。

## 第3章 川崎市における環境教育・学習の現状と課題

### 1 現状

現在実施されている環境教育・学習関連事業の概要は、次のとおりです。

#### (1) 普及啓発

本市では、かわさき地球環境フォーラム、打ち水作戦、かわさき水道フェアなどのイベント、くらしのセミナー、市民館等における市民自主学級、エコドライブ講習会、ごみ問題講演会などの講座、講演会等の開催、水環境セミナー、水生昆虫ふれあい教室などの学習会を実施しています。また、NPO 法人多摩川エコミュージアムや国土交通省京浜河川事務所等と協働で夏休み多摩川教室を開催しています。

更に、青少年科学館では、市民ボランティアで構成する NPO かわさき自然環境調査団とともに、市域の自然環境を各分野の班ごとに調査をしています。

#### (2) 教材の作成等

環境、廃棄物、下水道、水道等に関する副読本を、担当部局でそれぞれ作成・配布しています。このほかに、環境教育用の冊子、下敷き、パンフレット、ビデオ等を作成・配布しています。

#### (3) 活動拠点

現状では、市民館、橘リサイクルコミュニティセンター、青少年科学館、公害研究所、二ヶ領せせらぎ館等がその特色を生かし、拠点としての機能を果たしています。

#### (4) 人材育成

地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的とした地域環境リーダー育成講座、緑化活動の中心となる人材の育成を目的とした緑化推進リーダー育成講座、里山の管理手法を学ぶ里山ボランティア育成講座などを開講しています。リーダー講座等を終了した後は、地域において独自に環境保全活動を実施したり、かわさき地球温暖化対策推進協議会、市民健康の森推進事業等の場で活躍をしています。

#### (5) 情報発信

市の環境の現状と施策の実施状況を取りまとめた環境基本計画年次報告書を作成し、公表しています。また、環境の現状や環境行政施策の紹介等の情報を内容として環境情報を毎月発行するとともに、市のホームページへ掲載しています。さらに各課においてインターネットホームページにより、新しい情報を提供しています。



## (6) 市民の活動への支援

緑地保全及び民有地緑化の推進のため緑地保全事業奨励金制度、家庭から排出される資源化物を、市民が集団で回収する事業を行う団体に奨励金を出す資源集団回収事業実施団体奨励金制度等があり、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対し、資金面から支援しています。また、環境局、市民局では、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るかわさき市民公益活動助成金制度を設けています。

## (7) 学校における環境教育・学習の充実

身近な環境から地球規模の環境まで、広く関心をもち、理解を深め、環境保全活動に参加する態度及び問題解決の能力を育成するため、発達段階に応じ、社会科、理科、家庭科及び「総合的な学習の時間」等を中心に環境教育に取り組んでいます。

## (8) 幼児環境教育の推進

人間形成の基礎を培う幼児期より自然と触れ合い、自然の大きさ、美しさ、不思議さ等に直接触れる体験を通して、自然に対する豊かな感性を養い、環境を大切に思う心を育てることを目的として幼児環境教育に取り組んでいます。

## (9) 市民・事業者・学校・行政の協働の推進

地球温暖化対策を推進するために「かわさき地球温暖化対策推進協議会」を組織し、市民・事業者・学校・行政の主体ごとの活動と協働の活動の充実に努めています。その活動の中でも、環境教育は大きな柱になっています。

## 2 課題

以上のように、多様な環境教育・学習事業が展開されていますが、現状では次のような課題が挙げられます。

### (1) 行動につながる普及啓発事業の展開

本市では、イベント、学習会、講演会などの事業が実施されていますが、その多くは普及啓発・広報的な事業であり、環境に関する知識伝達のレベルのものといえます。環境教育・学習を進める上で、環境に関心を持ち、正しい知識を持つことは大切なことですが、関心や知識はあくまで手段であり、その目的は環境に配慮した行動にあります。環境配慮行動そのものは市民、事業者の主体性に負うものですが、行政としては、こうした行動につながるような普及啓発事業を展開していく必要があります。

### (2) 横断的、継続的な取組の強化

現状では、基本方針、環境基本計画に基づき各局が環境教育・学習事業を展開していますが、必ずしも連携をとり実施しているとはいえません。今後は、それぞれの事業を連携させ、横断的かつ継続的に事業を進めていく必要があります。

### (3) 情報発信

環境教育・学習に関する各局の取組情報は、ホームページ及び毎月発行している環境情報などにより発信をしています。また、各局が開設しているホームページにより環境の状況を知ることができます。しかし、一方通行の情報発信であり、双方向の情報発信を実施していく必要があります。

### (4) 市民等の主体性を生かし、活動を支援する事業の充実

環境教育・学習の推進に関しては、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担うものです。環境への関心を引き起こすきっかけを作ったり、環境に関する知識、情報を伝達する普及啓発の段階では行政が主導的な役割を担いますが、このことは、普及啓発事業に関する市民や事業者の主体性を否定するものではありません。

例えば、普及啓発事業の企画段階から、市民が参画したり、市民が主体となった学習会を開催することは、普及啓発事業から市民を支援する事業へという連続性の視点から、効果的なことといえます。関心から理解へ、更に行動へという環境教育・学習の流れを考慮し、市民、事業者の主体性を考慮した事業を実施していく必要があります。

また、市民の主体的な環境配慮活動が継続的に行われ、それが地域社会、職場、学校等へと広げていくことが必要です。そのために市民等の活動を支援する事業も充実していく必要があります。

### (5) 幼稚園、小・中・高等学校、大学との連携の強化

環境教育・学習を進める上で、環境関連部局と学校現場との連携は不可欠ですが、現状では必ずしも十分とはいえません。

幼児、児童、生徒を対象とした環境教育は、将来の世代が環境倫理を確立していくための基礎となるものであり、幼児環境教育、学校教育は、環境教育・学習を生涯にわたって実践していく上で大変重要な位置を占めています。

幼稚園、小・中学校における環境教育・学習を効果的に推進していくためには、幼児、児童、生徒の視点を重視しながら、楽しく有意義な学習の機会を提供することが必要です。幼児、児童、生徒が学んだことを地域社会で体験し、解決策を考えるという一連の学習が、環境に関する問題解決能力を育み、将来にわたる継続的な環境配慮行動につながると期待されます。

このため、環境関連部局は、幼稚園、学校への情報や教材の提供を行うほか、幼児、児童、生徒が実体験できるフィールドを整備するなど、学校等の現場との連携を強めていく必要があります。更に、環境問題に対する取組が活発化している高校・大学等の高等教育機関と連携し、その知識、技術を活用することは、環境教育・学習を効果的に推進するため有効です。

### (6) さまざまな人材育成

地域の環境を改善していくためには、地域からの取組が必要となります。地域レベルの環境保全活動を推進するためには、地域で率先して環境保全活動を行う地域環境リーダー等の人材育成が必要です。また、学校等においては、教職員の環境意識が子どもたちに

大きな影響を与え、更に行政職員の環境意識が環境教育・学習の推進に大きく関わります。

したがって、市民、事業者の人材育成事業を積極的に行うとともに、教職員及び行政職員に対して環境に関する研修等を行い、環境意識のレベルアップを図る必要があります。

また、地域環境リーダー等を育成するだけでなく、その後の活躍する場や機会の提供も必要です。

#### (7) 市民等に利用される学習拠点の充実

環境教育・学習の推進に当たっては、人材の育成とともに場の整備も必要です。ライフスタイルの実践は各家庭でも可能ですが、自然環境との関わりを学ぶには自然のフィールドが必要となり、地域で環境保全活動を展開しようとするれば拠点となる場も必要です。

更に、環境について総合的に学習できるような施設が身近なところがあれば、市民の主体的な学習も進めやすくなります。

現状は、市民館、橘リサイクルコミュニティセンター、青少年科学館、公害研究所、ニヶ領せせらぎ館などが拠点の役割を果たしていますが、今後は、これらの拠点を充実させると同時に、各拠点の連携を図り、情報の共有化をすることも必要です。

## 第4章 川崎市における環境教育・学習推進方針

### 1 本市の環境教育・学習が目指すもの

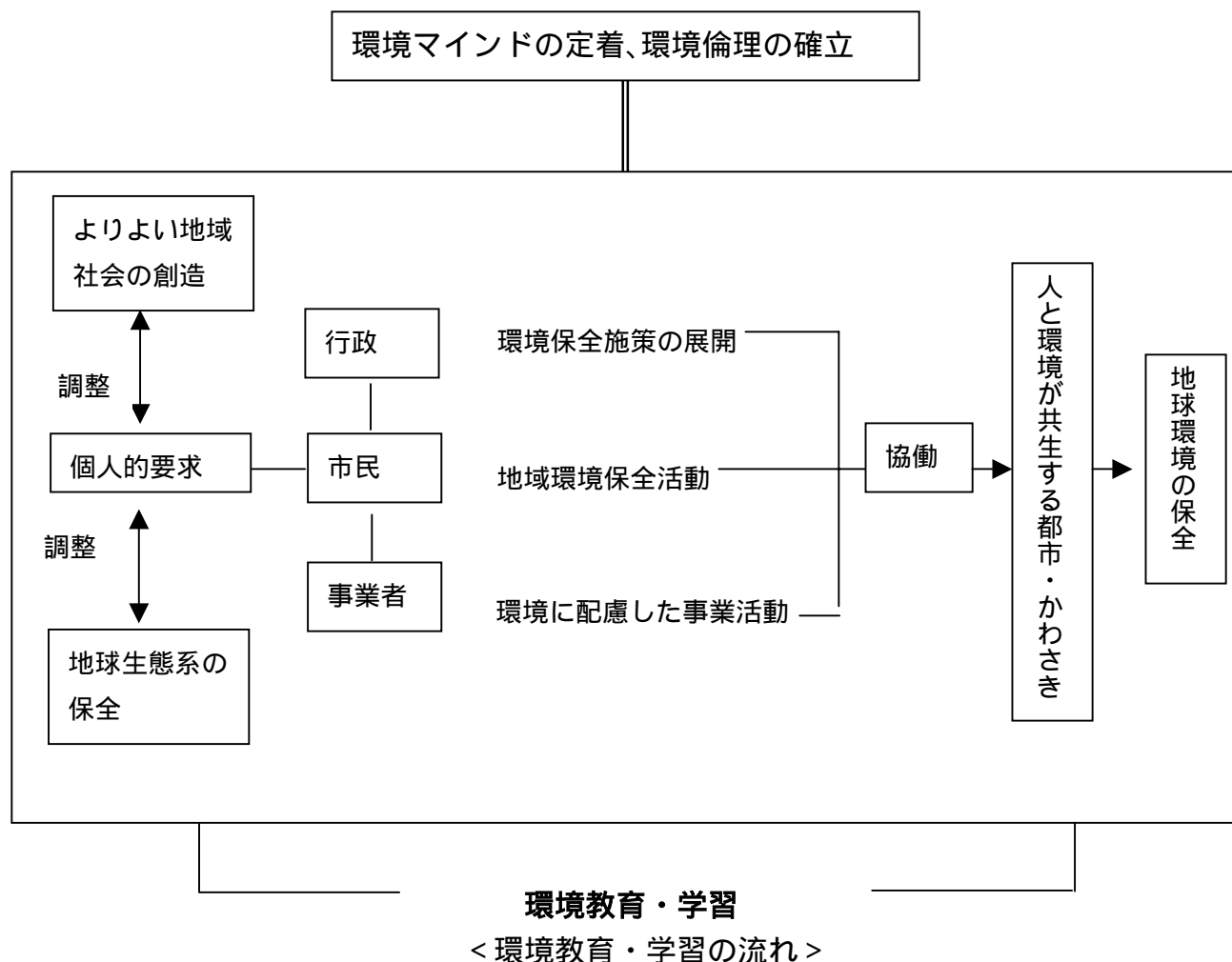
本市の環境教育・学習が目指すものは、最終的には、川崎市の望ましい環境像を実現し、地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することです。

私たち人間は、個人的には豊かで便利な生活を追求していますが、豊かさの尺度は人によってさまざまであり、個人の価値観も多様です。一方、個人的な要求とは別に、地域社会の一員として公共の福祉を増進し、よりよい地域社会を創造するための責任と義務も有しています。更に、地球規模で見ると、地球生態系の一員として守らなければならないルールがあります。

そして、個人としての立場、地域社会の一員としての立場及び地球生態系の一員としての立場は、時として相反するものであったり、個人としては受け入れがたいものである場合もあります。例えば、個人としては豊かで便利な生活を願っても、それによって地域の環境や地球環境が悪化し、将来に禍根を残すものであれば、個人としては我慢を強いられる場合もあります。

しかし、環境教育・学習はこの我慢を強制するものではなく、一人ひとりの市民が環境との関わりを正しく学ぶことによって、この三者のバランスをとる能力を身につけ、環境との共生という視点から環境保全意識をもって行動できる環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、環境に配慮した行動がとれるようにしていくことです。

また、事業者には環境に配慮した事業活動を推進する役割があり、行政には環境保全施策を展開するという役割があります。市民、事業者、行政がこのような役割を協働の精神のもとに果たしていくことが重要です。その結果として、川崎市の望ましい環境像「人と環境が共生する都市・かわさき」が実現され、ひいては地球環境の保全にもつながるものといえます。



## 2 環境教育・学習の推進方針

前記のように、環境教育・学習は、環境マインドを定着させ、環境倫理を確立し、環境に配慮した行動をとることができる人間の育成を目的とするものです。したがって、低年齢期からの教育・学習が効果的であり、幼児期の家庭等における教育・学習や学校における環境教育・学習には特に重要な役割があります。

また、環境教育・学習には「修了」ということがなく、成人や高齢者等にもそれぞれの段階、過程で、よりよい環境の保全・創造のために学習すべきことがあります。

このように、環境教育・学習は、家庭教育、学校教育及び社会教育という生涯教育・学習のすべての領域に関わり、また、すべての年齢層の人をその対象としています。

したがって、川崎市における環境教育・学習は生涯教育・学習の一環としてこれを位置づけ、次のような理念に基づいて推進していきます。

- (1) 大気、水、土壌、森林等の自然環境や公園、街並みなど、私たちを取り巻く身近な環境が環境資源として有するさまざまな価値について深い理解と認識を持ち、社会的にその価値感を浸透させていくこと。
- (2) 自然や良好な環境と接することによって、みずみずしい感性を養うとともに、地

球生態系の一員として自然を慈しむ心や共存の精神を育むこと。

- (3) 一人ひとりのライフスタイルが、身近な環境や地球環境といかに深い関わりがあるかを理解し、認識すること。
- (4) 資源には限りがあり、環境資源にも限りがあることから、人間活動と環境資源の許容量（環境容量）とのバランスがとれるような社会経済システムや、人と環境が調和した持続可能な社会を構築していくための社会的合意を形成していくこと。
- (5) 社会活動を継続させるために不可欠なエネルギーについて、その理解を深め、省エネルギーの推進と共に新エネルギーへの理解を深める。
- (6) 環境教育・学習を通じて自主的な実践活動に乗り出し、環境に配慮したライフスタイル、環境倫理等を社会の中で確立していくこと。

## 第2部 施策

### 第1章 環境教育・学習事業の内容の充実

環境教育・学習の推進に当たっては、関連する事業の内容を充実させることが大切です。そこで、事業には次のような視点を積極的に取り入れていきます。

#### (1) 継続的な実践活動に結びつくような内容

川崎市の望ましい環境像を実現していくためには、市民一人ひとりが環境に対する知識を持つだけでなく、自らができることから実践していくことが大切です。したがって、市が行う環境教育・学習事業も知識伝達型のものだけでなく、ワークショップ(参加型学習会)などの体験を重視した内容のものを多く取り入れ、実践へと結びつけていくようにします。

#### (2) 的確な判断力、行動力及び評価能力を育てる内容

現在の環境問題はさまざまな要因が複雑に絡み合っているため、問題解決のためにはその相互関係などを的確に見極め、行動していくことが大切です。また、市民の価値観も多様であることから、さまざまな場面でさまざまな人と議論し、的確な判断の下に合意形成をしていくこと、更に、行動の経過を常に自ら評価していくことが大切です。このような能力を育てていくのも環境教育・学習です。

したがって、環境に関する最新かつ正確な情報を絶えず分かりやすい形で提供するとともに、ワークショップや討議・議論の場をできるだけ多く設定するなどして、市民一人ひとりのこのような能力の育成を側面から支援していく事業を行います。

#### (3) 地域特性を活かした内容

本市は大都市圏に属しているとはいえ、多摩川、多摩丘陵の斜面緑地、北西部の農地、臨海部など、環境教育・学習の素材となる多様な環境資源を有しています。また、大小さまざまな企業が数多くあることも大きな特徴の一つです。更に、都市化に伴って失われた身近な緑を、市民の手によって新たに創造していこうとする積極的な動きも見られます。

環境教育・学習の推進にあたっては、このような自然環境や社会的な地域特性を活かした事業を行います。

#### (4) 国内の他の地域との連携・交流を考慮した内容

川崎市には大都市としてのさまざまな環境問題が存在しますが、日本全体をみた場合、工業化や都市化の波による農林業など第一次産業の衰退と、それに伴う環境問題が存在します。

個人のライフスタイルだけでなく、社会経済システムまでを視野に入れた環境教育・学習を展開するには、川崎市の問題だけでなく、広く日本全体の環境問題や社会問題にも目を向けていくことが大切です。

このようなことから、都市地域とは異なる環境条件にあり、一方で国土の自然を守るために貴重な役割を担っている農山村地域との交流なども含めた環境教育・学習事業を取り入れていきます。

#### (5) グローバルな視点を取り入れた内容

地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題が顕在化していますが、地球環境問題というと、市民生活とはかけ離れたものであり、一人ひとりの行動など無に等しいと考えられがちです。そこで、私たち一人ひとりの行動や私たちの築いた社会経済の仕組が、地域の環境だけでなく地球規模にも大きな負荷を与え、途上国の環境にも影響していることなどの認識、理解を深めるため、グローバルな視点からの環境教育・学習事業を行います。

また、グローバル・パートナーシップの精神を育むため、開発教育や国際理解教育との連携を考慮した事業を取り入れていきます。

以上のような視点を取り入れながら、これまで実施してきた施策を充実するとともに、次のような施策の展開を図ります。

なお、具体的事業例は、主に今後新たに検討する事業及びすでに実施している事業を例示するものであり、それぞれの事業は、市民や事業者の参画を得ながら実施していくことを基本とします。

### 1 普及啓発事業の充実

環境問題への関心を呼び起こし、認識と理解を深め、更に実践へとつなげていけるよう継続的に普及啓発事業を実施します。学習の機会や情報の提供だけでなく、市民や事業者が事業の企画に参加したり、市民等の学習結果やアイデアを行政施策に反映していくなど、市民、事業者、行政の協働関係を育てるよう配慮するとともに、本市の地域特性を活かした事業を行います。

[具体的事業例]

#### (1) イベント等の実施

市民に対して環境問題への関心を呼び起こすきっかけとして、さまざまな場で、多様な切り口のイベント等を実施します。参加者が楽しみながら環境に関心が持てるように、また、イベントへの参加がその後の学習や行動につながるように配慮します。

ウォークラリー、街並みウォッチング

ニヶ領用水をたどるウォークラリーや、街の植物に着目した街並みウォッチング活動  
地球環境フォーラム



市民・事業者・学校・行政の組織しているかわさき地球温暖化対策推進協議会が中心となり、地球温暖化防止に向けた主体ごとの活動や協働の取組の報告や意見交換を実施  
環境保全活動等の顕彰

地域で環境学習活動や環境保全活動を実施しているグループ、個人を、都市緑化に関する活動、環境保全に関する活動、良好な生活環境の確保に関する部門を設けて表彰

## (2)講座、講演会、シンポジウム等の開催

環境問題に対する関心と理解を深め、行動する意欲を持てるようにするため、また、正確な情報と多様な考え方や活動があることを伝えるため、より多くの人を対象に、幅広いテーマで実施します。更に、意見交換の場を設定するなど、市民が主体的に参画できるよう配慮します。

### 環境基礎講座の開催

環境に関する基礎的知識を学ぶため、連続講座を開催

### 環境問題講演会の開催

市民の参画を得て、学識経験者や実践活動家を招き、講演会を開催

### 地域環境シンポジウムの開催

地域活動グループの活動報告を兼ねたシンポジウムの開催

### ごみ問題講演会の開催

その時々話題になっていることをテーマとしたごみ問題に関する講演会を開催

### ふれあい出張講座の開催

自治会、町内会等の集会やイベント等でごみの減量・リサイクルの体験学習等の実施  
講習会の開催

食を通じて環境問題を考えたり、エコドライブ講習会を開催し、自動車から環境負荷の低減の実践活動を支援

## (3)ワークショップの開催

多様な価値観の人と意見を交換し、的確な判断の下に合意形成していく能力を育むため、企画の段階から市民の参画を得て、また、地域に密着したテーマを設定するなどして、親しみやすいワークショップを開催します。

学習の成果は、具体的な地域社会づくりにつなげたり、参加者同士のネットワーク作りのきっかけとなるよう配慮します。

### 地域環境ワークショップの開催

地域の自然環境の変化をたどり、自然と人間との基本的な関係を考える学習会や、身近な公園づくりを市民の立場で考える学習会を開催

### グリーンコンシューマーワークショップの開催

日常的な商品の購入を通じて、環境に配慮した消費行動を考える学習会を開催

#### (4)市民環境調査の実施

身近な環境の実態を自ら把握し、よりよい地域環境の創造のためには何をどうすれば良いのかを考えるきっかけ等とするため、手軽な方法により地域の環境の実態を調査する市民環境調査を実施します。

##### 市域自然環境調査

市民参加型の自然環境調査を多彩に展開し、充実をはかる。

##### 定期的、長期的定点観測調査

市民による環境学習活動の一環として、全市的な定点観測調査を定期的又は長期的に実施する。自ら定期的、長期的に調査することによって、環境の変化が身近なものとして感じられ、市民と行政との情報ネットワークにもなるようなものとする。

#### (5)コンクール、コンテストの実施

環境をテーマにしたコンクールやコンテストを実施し、広い層の市民の関心を引き起こすきっかけを作るとともに、入賞作品を施策や事業に反映させるなど、市民参加促進の契機とします。

##### 環境写真コンテスト

水とのふれあい、植物、鳥などをテーマとする写真コンテストを実施し、入賞作品を展示するほか、広報誌等に掲載

#### (6)環境保全に関する活動等を通じた環境教育・学習の促進

住民参加の手法を取り入れたビオトープづくりや身近な公園緑地等の管理や生活の中での省エネルギーの取組を通じ、環境教育・学習を推進します。

##### 実践研究の実施事例

- ・ビオトープ利用についてモデル校を設け実践研究
- ・省エネ推進校の拡大と充実  
「総合的な学習の時間」のテーマ設定例
- ・既存の水生植物園や観賞池・流水施設を活用したビオトープづくり
- ・省エネルギー対策の実践的取組である省エネチャレンジを継続的に実施
- ・ごみ分別のゲームや体験をとおして、ごみ減量・リサイクルの大切さを学ぶ出前ごみスクールの実施

#### (7)川崎らしい歴史的文化的資源や自然資源の選定等による環境教育・学習の促進

生田緑地や川崎臨海部、多摩川等を題材とした環境教育・学習を推進します。

##### 生田緑地での自然観察会

##### 「海苔つけ」体験の実施例

かつて盛んであった川崎臨海部の海苔づくりについて「海苔つけ」体験を実施

多摩川、平瀬川、矢上川等において環境教育・学習を推進する。

市民団体との連携・協力による河川の自然観察、地域清掃活動、河川流域に位置する学校の交流を通じた体験学習、河川の環境調査、水質調査などを通じた環境教育・学習、「水辺の楽校」の推進などを行う。

#### (8)国際理解教育等の導入

外国人市民が増加している一方で、環境についても地球的視野での行動が求められていることから、外国の暮らし、文化、歴史等に触れることにより、多様な価値観の存在を知り、人類が互いの立場を尊重して共生していくこと（グローバル・パートナーシップ）や南北問題などについて学ぶ学習会等の開催に努めます。

##### 外国人市民との交流会

民族料理を一緒に調理し、会食して、食文化の違いをきっかけに各国の暮らし、社会、環境等について学ぶ機会を設ける。

#### (9)新エネルギー施設によるエネルギー教育

学校施設及び公共施設等に積極的に太陽光発電施設を導入し、この施設を用いて、生活と産業を支えているエネルギーに関する教育を実施します。

##### 学校等への自然エネルギー利用施設の導入

幼稚園、学校の改築等にあわせて太陽光発電施設等の設置を推進し、この施設を用いて、新エネルギーに対する理解を深める。

なお、普及啓発事業については、行政だけではなく、市民、事業者が主体となって上記のような事業を検討、実施します。

## 2 市民、事業者参加による地域づくり

イベント、シンポジウム、ワークショップ、市民環境調査等の普及啓発事業によって呼び起こされ、培われた市民の環境意識を実践行動に結びつける一方策として、市民、事業者協働による地域の環境保全に係る計画作りや環境保全事業を実施します。

### [具体的事業例]

#### (1) 地球温暖化対策の推進のための具体的行動計画の策定

自らの地域の望ましい将来像を描き、実現するための行動計画を策定します。計画の策定から行動、更にそれを評価する過程は、市民等の環境意識や実践力を高める環境学習そのものとなります。

## 川崎市地球温暖化対策地域推進計画の推進

地球温暖化防止のため、実効的な温室効果ガスの削減目標を掲げ、市民、事業者、学校、行政が各々方策を立て、取組を進める。

### (2) 地域における環境改善事業の推進

地域住民との協働により、地域の身近な施設の整備や地域環境保全のための仕組みづくりを推進します。

#### 特色ある公園づくり

公園を利用されている人達のアイデアを募り、より楽しく利用できる公園等の整備

地域住民による樹林地の管理

特別緑地保全地区等の樹林地を、地域住民自らが下草刈りを行うなど自主的な管理とその保全に支障をきたさない範囲で、樹林地の利用方法等を住民が話し合っ

て決められるようなルール作りを検討

多摩川・二ヶ領用水の活用

水質が改善し、鮎などの魚類も豊富になりつつある多摩川などの自然環境を活用した環境教育プログラムの作成支援。

### (3) モデル事業の実施

環境に配慮したライフスタイルや環境保全活動をモデル的に実践する地域を指定し、先進例を作って活動を他地域へ広げていくよう努めます。

#### 環境モデル地区の指定

生垣づくり、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の設置、省エネハウスの導入、リサイクル活動等の環境に配慮したライフスタイルをモデル的に行う地区を指定し、継続的な実践を通じて環境保全型のまちづくりの推進

## 3 教材、プログラムの充実と活用

知識の伝達だけでなく、体験を重視した、また、行動につながるような教材やプログラムを開発し、学校や地域での実践を通じて内容の充実を図り、広く活用していきます。

### [具体的事業例]

#### (1) 教材の作成

幼児から高齢者までの幅広い年齢層の市民を対象として、地域の自然や歴史などの身近なテーマを取り上げた親しみやすい教材を作成し、楽しみながら環境問題を考える材料とします。

#### 市民向け教材の作成

市民が自然体験フィールドで使用できる教材や、気楽に体験学習が実行できるプログラ

ム等を紹介した教材を、市民等からの情報を得ながら作成し、自主的な学習を促す。

幼児向け教材の作成

家庭や地域において、幼児が楽しみながら環境について学べるような絵本、紙芝居、ゲーム等の作成

## (2) 地域特性を活かしたプログラムづくり

市民の地域に対する愛着や環境意識を高めるため、市内各地域の特色を活かした環境教育・学習プログラムづくりを推進します。

臨海部のプログラム作成

- ・臨海部を見学し川崎の海の様子を知り、工場進出の経過や埋め立てによる海岸線の変化、川崎の漁業の変遷等の調査
- ・臨海部の事業所への見学会を通じ、事業所が積極的に取り組んでいる省エネルギー対策、リサイクル対策を学ぶ。
- ・私たちの生活の変化と川崎の海の変化の関係を考え、今後における海とのよりよい関わり方を探る。

内陸部のプログラム作成

- ・実際に二ヶ領用水をたどり、二ヶ領用水建設の目的や経緯、川崎の農業との関係、現在における人と水との関わり等の調査
- ・治水などの安全面と親水や生物の生息環境の保護・創造等の面を考え併せ、二ヶ領用水とその周辺の効果的な活用方策の検討

丘陵部のプログラム作成

- ・丘陵部を訪ね、現在の植生を調べるとともに、地名などを手掛かりに地域の旧来の植生の調査
- ・旧来と現在の植生の違いについて考え、これからの公園、街路樹等の植栽のあり方などを検討

## 4 拠点における事業の充実

既存の関連施設を環境教育・学習の場として活用していきます。利用者となる市民等の要望を取り入れながら、体験、実践、交流等の場にしていくとともに、運営には地域環境リーダーや、ボランティア、環境カウンセラー等の協力を得るように努めます。

[具体的事業例]

### (1) ライフスタイルに関連深い施設の事業の充実

現在、環境教育・学習の場となっているライフスタイルに関連深い施設が、環境問題全般について広く学び、理解を深めるための学習の場となるように、その事業を充実します。

### リサイクルコミュニティセンターの活用

リサイクルや資源に関する情報を幅広く市民等に提供するとともに、再利用品の提供等を実施し、市民等による実践活動及び交流の場として運営

### (2)社会教育施設の事業の充実

市民館では、環境に関する学習も含め、地域課題解決に向けて市民自らが提案し、承認された学級・事業を市民と行政が協働で実施します。

#### パネル等の展示

市民館等で実施する環境に関する学習会等の学習成果や市民による手作りのパネル等を館内に展示するよう努める。

#### 環境情報の提供

市民館等で、環境に関する情報を提供

### (3)河川、緑地等の環境学習拠点としての整備

都市の中で気楽に自然とふれあえる河川、緑地等を、人間と自然との関係を考える学習の場として整備し、これらの場を拠点とした環境学習活動につなげます。

#### 体験学習の場の充実

自然環境学習のフィールドとして、多摩川河川敷、生田緑地等の一部を地域の自然環境、文化、歴史等に関する地域特性を活かした体験的環境学習の場として充実を図る。

既に多摩川をフィールドとして活動している二ヶ領せせらぎ館と連携し活動を行う。

また、体験学習の場には地域環境リーダーやボランティアを含めた指導員や解説員を配置し、学習方法のアドバイスや自然、文化、歴史等に関する解説等を行う。

#### 親水空間の整備

二ヶ領用水や市内河川の周辺を親水空間として整備し、水生生物の生息環境観察や水質浄化啓発等の環境学習フィールドとして活用

## 5 情報整備

市民や事業者が、環境教育・学習に関連する情報を気楽に身近なところで入手できるよう、IT等を活用したシステムの整備を推進します。身近な地域情報も盛り込むとともに、市民や事業者の活動情報を収集、公開するなど、行政からの情報提供だけでなく、行政と市民、事業者との双方向の情報交換が可能となるよう配慮します。

### [具体的事業例]

#### (1)環境教育・学習関連情報の整備

環境問題、環境保全活動等に関する最新で正確な情報を収集、整理、提供するシステムを構築し、市民に広く公開します。利用者に使いやすい形となるよう検討するほか、きめ細かい地域情報や市民、事業者からの情報も盛り込めるよう配慮します。

## 環境関連情報の整備と提供

市が開設するホームページにおいて最新のデータを迅速に掲載

### (2)環境関連図書等の整備

環境に関連する図書及びその情報を収集、整備し、市民が身近なところで多くの環境図書等に接することができるようにします。

#### 環境関連図書に関する情報整備

環境関連の図書に関する情報を収集し、市民、図書館、市民館、学校等に提供

#### 環境関連資料の提供

各部局が持つ環境関連の資料を収集し、市のホームページ等で提供

#### 環境資料コーナーの設置

市立図書館、情報プラザ等に環境関連図書、各種統計資料等を備えた環境資料コーナーを設置

#### 視聴覚教材の貸し出し

総合教育センター（情報・視聴覚センター）において環境に関するビデオ等の貸し出し

## 6 環境保全活動への支援

地域における自発的な環境学習、環境保全活動を促進するため、市民や事業者が行う環境保全活動を多面的に支援します。また、行政からの積極的な交流を図り、市民、事業者との協働による環境保全活動を推進します。

### [具体的事業例]

#### (1)環境学習グループの設置に関する支援

環境保全活動の拡大を図るため、地域で自主的に環境学習や環境保全活動を実施するグループ作りを支援します。

#### 環境学習グループ作りの呼びかけ

環境講座等が行われる市民館や市民組織などを通じて、グループの趣旨、活動内容等を説明し、積極的なグループ作りの呼びかけ

#### (2)情報提供

環境保全活動の活性化のため、環境学習グループに対して、環境問題、環境に関する講座・学習会、環境保全活動関連行事、活動助成金等に関する情報を提供します。環境学習グループからも情報を収集し、双方向の情報交換を行います。

#### 「環境情報」の配布等

環境局が毎月発行する「環境情報」の内容を充実して各グループに配布するとともに、

刊行物等の内容のうち、有用な情報を IT 等を利用し発信

ニュースレターの発刊の支援

環境学習グループが発行するニュースレターの発刊を支援し、それらを通じて市民との情報交流を推進

### (3) 専門家等の紹介・派遣

市民等の環境保全活動が正しい知識と技術に基づいたものとなるよう、環境学習グループの依頼に応じて、専門家、地域環境リーダー、かわさき地球温暖化対策推進協議会実践活動グループ等の紹介・派遣を行い、地域環境保全活動の質の向上を図ります。

講師、地域環境リーダー、かわさき地球温暖化対策推進協議会実践活動グループ等の紹介・派遣

環境学習グループ主催の学習会や講演会の講師や地域環境リーダー、かわさき地球温暖化対策推進協議会実践活動グループ等を依頼により紹介・派遣

### (4) 環境保全活動に対する支援

環境学習グループの活動が継続的に実施され、また、環境保全活動を広げていくために、活動に対して財政的な支援を行います。

環境保全活動に対する助成

講演会、イベントの開催等に必要な経費を対象に助成を行うよう努める。

## 7 学校における環境教育・学習の充実

先に述べたとおり、児童・生徒を対象とした学校における環境教育・学習は、生涯にわたる学習の過程の中で大変重要な位置を占めます。

子どもたちの視点を重視し、学校現場との連携を図りながら、学校における環境教育・学習を効果的に推進していきます。

[具体的事業例]

### (1) 教材の充実

学校における環境教育・学習では、児童・生徒が楽しみながら学べ、しかも環境マインドの定着に結びつくような内容であることが求められます。そのためには、使用する教材が重要な役割を果たすこととなるため、学校現場とも連携して、その充実に努めます。

副読本の充実・見直し等

担当部局がそれぞれ作成している環境関連の副読本の内容を、「環境」の視点から検討し、各副読本を通じて環境について系統的に学ぶことができるようにする。

また、刻々変化する環境問題に対応し、副読本の内容が常に適正な情報に基づい



たものとなるよう努める。

教材の研究・開発

学校教育の中で実践できるプログラム、体験学習のための教材、環境教育ビデオ等の教材を研究・開発し、学校に提供する。

## (2) 学校における「総合的な学習の時間」等を活用した環境教育の充実

2002 年度から教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等に国際理解、情報、福祉・健康等と並び環境が課題・テーマとなっていることから、多くの学校において「総合的な学習の時間」を活用し、環境教育の充実に努めます。

「総合的な学習の時間」の活用事例

地球温暖化、河川、水源、大気汚染、ごみの減量・リサイクル等の環境問題

## (3) モデル事業の実施

一部の学校において実践した環境教育・学習をモデルとし、その先進例を基に他校へ環境教育・学習を広げるとともに、実践の結果をプログラムや教材の内容の充実、改善のために活かします。

環境教育モデル校の指定

体験学習型プログラムや新たに開発した教材を積極的に活用、実践する学校を指定し、その実践を通じて環境教育に関するカリキュラムの作成、教材の改善等を行う。

小学校での生ごみリサイクルのモデル実施

学校の給食調理残さ等を堆肥化や肥料化を行い、環境教育・学習の教材として利用する。

「エコ・クッキング®」のモデル実施

食を通し、環境を考える「エコ・クッキング®」のモデル事業を実施する。

## (4) 研修の実施

学校における環境教育・学習の推進は、教職員の環境に関する意識によって大きく左右されます。そこで、教職員の環境に関する意識を高めるとともに、実際の指導のための研修を行い、学校における環境教育・学習の推進を図ります。

教職員に対する研修

総合教育センターを拠点として、環境教育に関する研修、児童・生徒の発達段階ごとの指導方法に関する研修等を実施するよう努める。

## 8 高校・大学等の高等教育機関との連携

大学等でのエコ・キャンパスの取組みや、学生の環境問題や地域活動への取組みが活発になっていることから、高校・大学等の高等教育機関との連携を推進します。

[具体的事業例]

高等教育機関がもつ知識・技術を活用します。

環境教育・学習プログラムの共同開発

幼児から高齢者までの年齢層に合わせたプログラムの共同開発

環境関連のイベントの実行委員会への参加

環境調査への参加

環境学習講座への参加・協力

## 9 幼児環境教育の推進

幼児期より、自然を大切に思う心を育てるために、幼稚園等の教師、保護者と連携をとり、幼児環境教育を推進します。

[具体的事業例]

### (1)プログラムの作成

幼児の視点と地域特性を考慮したプログラムを作成し、年間のカリキュラムに組み入れ、実施します。

自然に親しむプログラム

自然を意識した散歩、園庭での花壇や畑作り、土や水の中の生きもの探索、森の中での体験、プールに生息するヤゴの救出、干潟の生きもの観察など、園の特性を活かしたプログラムの作成

生活習慣を身につけさせるプログラム

「ものを大切にする」という意識を定着させ、電気や水を大切に使う習慣やごみの分別を楽しく継続して実施できるプログラムの作成。紙すきやエコショッピング・クッキングなどの体験を多く取り入れる。

プログラムの充実・強化

活動結果を踏まえ、作成したプログラムの内容を見直し、充実・強化を図る。

### (2)教材の充実

家庭や地域において、幼児が楽しみながら環境について学べるような絵本、紙芝居、カルタ、パネルシアター、ゲーム等を作成します。

### (3)研修の実施

幼稚園等における環境教育・学習の推進は、教職員、保護者の環境に関する意識を高めることが重要です。学習会、見学会を計画的に実施し、幼児環境教育の推進を図ります。

教職員、保護者に対する研修

環境問題に関する学習会、ごみ処理センター、二ヶ領せせらぎ館などの見学会を計画的に開催

#### (4)地域環境リーダー等の活用

プログラムの作成、実施、研修の各場面で専門的知識や多くの経験をもつ地域環境リーダー等の協力を得て幼児環境教育を推進します。

### 10 事業所における環境教育・学習の推進

事業所における環境教育・学習は、環境法規の遵守に必要な知識の教授だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として環境問題に積極的に取り組むため、従業員に必要な知識、判断能力、意欲をはぐくむとの観点から実施することが重要です。環境教育・学習を実施するための支援を行います。

環境プログラム作成の支援

従業員向けの環境教育・学習に関するノウハウやプログラム作成に必要な情報の提供

### 11 市職員への環境教育・学習の推進

市のあらゆる施策について、環境に配慮した立案や意思決定が行われるためには、市職員が日常的に環境問題の重要性やその仕組みについての認識を深めておく必要があります。また、職場における環境教育・学習は、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その人の家庭や地域における取組につながることを期待されます。

研修の実施

環境に関する研修を行い、自らの業務と環境との関わりを常に意識できる職員の育成に努める。

## 第2章 推進体制の整備

環境教育・学習の推進に当たっては、全庁的な取組とともに、市民及び事業者の参加、協力が不可欠です。そこで、次のような施策を実施していきます。

### 1 庁内体制の充実・強化

環境教育・学習事業をより有機的、体系的に推進するため「川崎市環境教育・学習推進会議」を核とし、庁内体制の整備を図ります。

この推進会議は、環境局、市民局、建設局、教育委員会等の環境教育・学習担当部局により組織され、環境教育・学習基本方針の改訂等に関する検討、個別事業計画の調整、情報交換等を行い、効果的・効率的な環境教育・学習を推進します。

### 2 市民及び事業者との協働体制の整備

川崎市環境基本条例第3条では、環境政策の基本原則として「市民の参画と協働」を掲げており、また、第7条では、施策の実施に当たっては、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めることとされています。

環境教育・学習の推進に当たっては、市民の主体的参画と市民、事業者及び行政相互の連携の強化が求められることから、市民、事業者及び行政の協働により環境教育・学習を推進する体制を整備します。

この組織は、環境教育・学習の推進に関する総合的な情報交換、基本方針に基づいて市民、事業者及び行政それぞれが実施する事業の進行管理、更には、環境教育・学習の年次プランの策定等を行うものとします。

なお、地域において環境学習グループが設置されている場合は、これとも恒常的に連携をとることとします。

## 第3章 推進基盤の整備

環境教育・学習を継続的かつ効果的に行うためには、環境教育・学習の基盤となる人材の育成や拠点の整備等が必要となります。そこで、次のような施策を実施していきます。

### 1 核となる人材の育成

環境教育・学習事業の実施に当たっては、それを実際に推進していく「人」の存在が不可欠であり、そのような人材を育成することは環境教育・学習推進のための重要な基盤整備となります。そこで、次のような施策を充実・強化していきます。

#### (1) 地域環境リーダーの育成

地域で環境教育・学習や環境保全活動を率先して行うことのできる地域環境リーダーを育成するため、計画的に地域環境リーダー育成講座を開催します。なお、講座終了後は、その後の地域における活動が円滑に進められるよう、活動の場や機会の提供を行います。

#### (2) 緑化推進リーダーの育成

地域の緑化活動を行うことができる緑化推進リーダーを育成するため、花と緑のまちづくり講座を計画的に開催します。講座では専門的な知識や実践技術を専門家から学べるような質の高いものを目指します。

#### (3) 里山ボランティアの育成

川崎市の緑地保全地区をはじめ市内に残された貴重な里山の自然を守っていくため、里山の管理手法などを学ぶ里山ボランティア育成講座を計画的に開催します。

#### (4) 事業所における研修支援

川崎市には各地域に多くの事業所が存在しており、事業所での環境教育・学習は地域の環境保全活動の拡大の点からも重要な意味があります。そこで事業所内で普及啓発活動や環境保全活動を率先して行い、ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入にも対応できる人材を育成するため、出前講座や講習会等を開催します。

#### (5) 行政職員の研修

市のあらゆる施策について、環境に配慮した立案や意思決定が行われるためには、市職員が日常的に環境問題の重要性やその仕組みについての認識を深めておく必要があります。このため、環境に関する研修を計画的に行い、自らの業務と環境との関わりを常に意識できる職員の育成を行います。

## 2 中核拠点の充実

市民が地域で環境保全活動を実践する場や、環境について総合的に学習できるような施設の紹介は、環境教育・学習推進のための基本的な要素となります。そこで、次のような施策を実施していきます。

### (1)環境教育・学習活動の中核拠点の充実

本市の環境教育・学習が将来にわたって継続的に実施できるよう、環境教育・学習活動の中核拠点の充実を図ります。

ここでは、環境教育・学習に関する相談対応、環境学習の機会や情報の提供、環境保全活動に対する支援を行うとともに、人材育成、環境教育・学習に関する調査等を行います。また、市民自らが分析や実験、イベントを行える施設、器材等を整備します。

### (2)その他の環境教育・学習拠点の充実

現在、各局の施設が環境教育・学習の拠点としての機能を果たしていますが、市民の学習の機会を広げ、より地域に密着した環境教育・学習を推進するため、既存の環境学習関連施設の充実を図ります。また、それぞれの拠点との連携を図ります。

## 3 調査・研究基盤の整備

環境教育・学習は、人文科学、社会科学及び自然科学にまたがる総合的な環境科学を基礎として推進することが大切です。したがって、私たちの日常生活や産業活動に伴う環境の変化や、それによって生じたさまざまな問題を科学的なデータに基づいて的確に把握し、それを分かりやすい形で市民に情報提供していく必要があります。

また、環境教育・学習を地域に根ざしたものとするためには、自然環境だけでなく、文化的、歴史的伝統を踏まえ、地域の特性を活かした事業を展開するのも効果的なことです。

そのためには、それらに関する調査研究に基づいて、環境教育・学習プログラムや教材を開発することも必要です。

さらに、国際的な視野で環境教育・学習を推進するためには、情報を収集・分析し、プログラム、教材等に活かしていくことが必要となります。

このような事業を展開するため、環境教育・学習に関する学際的な調査研究を実施します。

## 4 財政的基盤の整備

環境教育・学習は、人々の価値観、技術、社会システムの変革等を目指すものであり、市民、事業者及び行政が一体となった継続的な取組が必要です。そのため、環境教育・学習事業及び環境保全活動への支援が、継続的かつ安定的に実施できるよう、その財源確保のため、地域環境保全基金の充実に努めます。

## 第4章 事業推進に当たりの配慮事項

環境教育・学習を推進するに当たっては、第1部第4章の「環境教育・学習の推進方針」を基本理念としますが、事業の実施に当たっては、次のような点に配慮します。

### 1 多面的な事業展開と継続性

環境教育・学習は、よりよい環境の保全と創造のために主体的に行動する市民の育成を目的として行うものです。しかし、市民の環境に対する関心度や価値観は多様であり、多くの市民の環境意識を高めるには多面的な取組が必要です。更に、環境教育・学習は生涯学習そのものであるといわれるように、一人ひとりの市民の環境意識を高めていくには、地道で連続性のある事業展開が必要です。

このようなことから、環境教育・学習事業は、あらゆる機会をとらえて、継続的に実施するよう努めます。

### 2 市民等の主体性と協働、連携

環境教育・学習は、川崎市の望ましい環境像の実現と地球環境保全のために、市民、事業者及び行政それぞれが、その責任と役割に応じて主体的に推進していくことが大切です。

環境教育・学習事業の実施に当たっては、常に市民等、事業者の主体性を尊重し、協働の精神の下に進めていきます。

また、市民等、事業者、行政が連携し、効果的に事業を推進します。

### 3 全庁的な取組

環境教育・学習は環境についての知識の習得だけでなく、環境資源の重要性を認識した上で、日常生活や生産活動などをいかに環境と調和したものにしていくかという価値観の育成や、行動規範の確立を目指すものです。

したがって、環境部局だけでなく、市民生活や産業活動に関わるすべての部局が環境教育・学習の重要性を認識し、全庁的な連携の下に事業を推進していきます。

### 4 財源措置

環境教育・学習事業の推進には一定の費用が必要であり、市民の環境保全活動に対する財政的支援も不可欠なものです。

現在及び将来の環境問題を解決していく上で、環境教育・学習の役割は極めて重要であり、環境教育・学習事業を継続的に実施していくため、常時一定割合の財源を確保するよう努めます。

## 5 他自治体との協力

環境教育・学習では、一自治体の区域に止まらない広域的な問題について学び、広い視野をもって行動していくことも大切です。

したがって、そのような視点の事業を他の自治体との協力によって実施し、また、環境に関する情報交換を行うなど、相互の連携の下に事業を推進していきます。

## 6 実施計画の充実と公表

### (1) 環境教育・学習事業実施計画の目的

環境教育・学習基本方針では、事業を実施するに当たっては、行政内部の調整を図りながら、実施計画を作成して、これを推進していくこととしています。

この実施計画は、本市における環境教育・学習事業の計画的、効果的な実施に役立てるために毎年、作成していきます。

### (2) 実施計画の内容等

この計画は、各部局で行われている環境教育・学習に関連すると考えられる事業を分類ごとにまとめ、事業の概要のほか、前年度の実施状況、当該年度の計画及び今後の展開や事業実施に当たっての課題等を示し、他の事業の実施状況とも併せて、今後の事業の方向性に資することとしています。

この計画は、原則として毎年見直すこととし、本市の環境教育・学習事業がより効果的、系統的に実施されていくよう検討していくこととします。

### (3) 情報提供

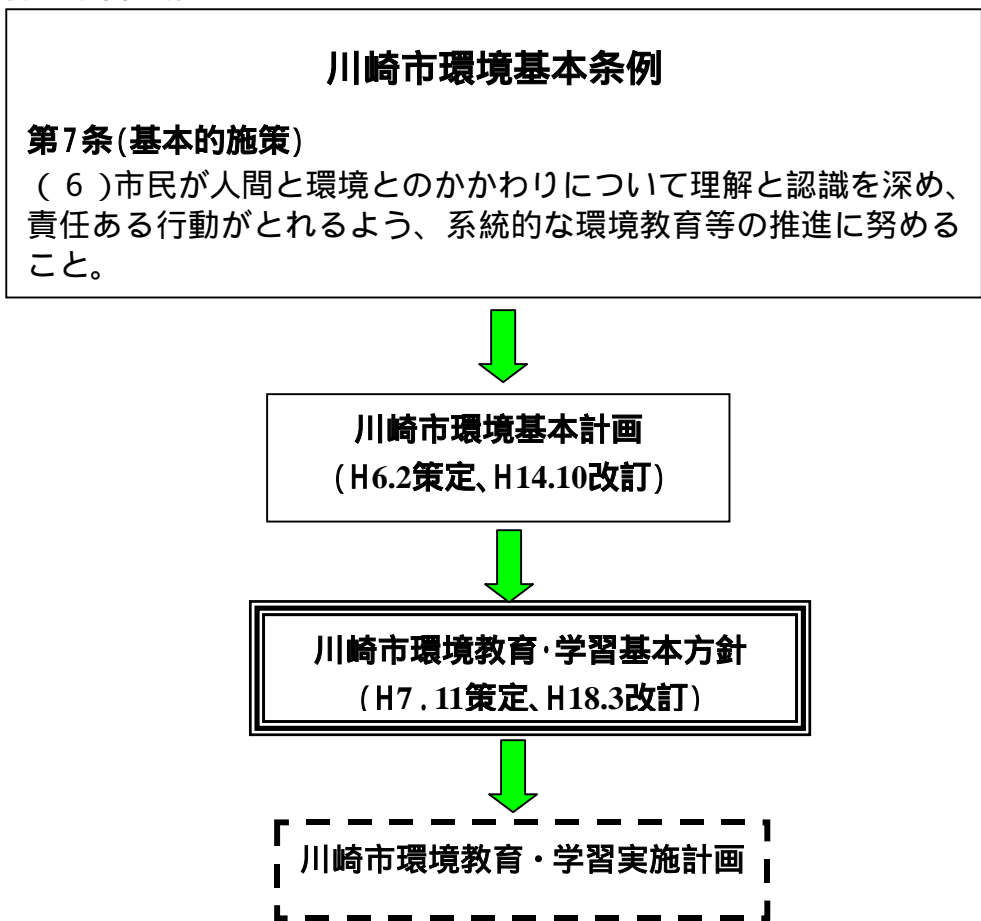
毎年策定する実施計画は、HPにより公表すると同時に、図書館、市民館などで閲覧できるようにし、市が行う環境教育・学習事業の情報を得られるようにします。

## 7 環境教育・学習事業の推進と進行管理

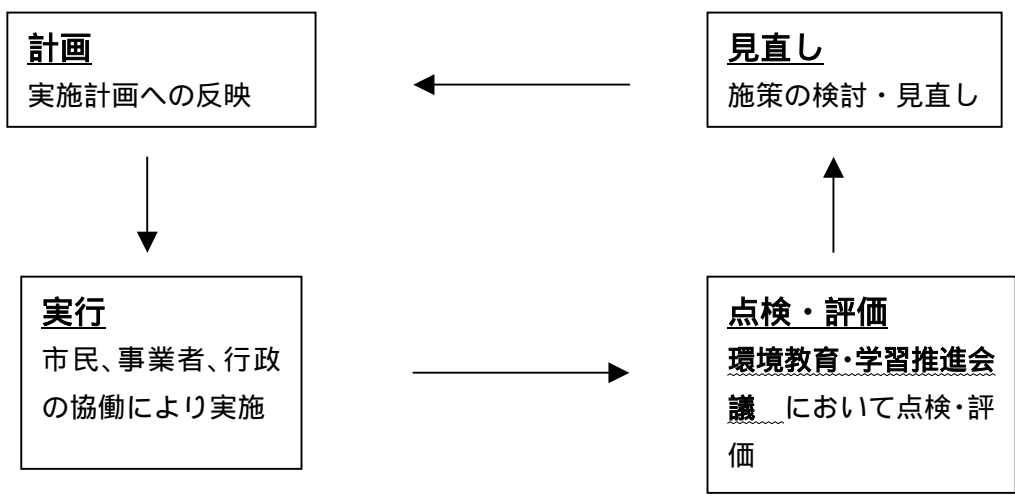
本事業は、基本方針に基づき環境教育・学習実施計画を策定し推進します。進行管理は、「計画 実行 点検・評価 見直し」という流れにより実施します。



(1) 環境教育・学習の推進



(2) 進行管理



## 川崎市環境教育・学習推進会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市環境教育・学習基本方針（平成7年11月策定）に基づき、本市における環境教育・学習事業を有機的及び体系的に推進するため、川崎市環境教育・学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市環境教育・学習基本方針に関すること。
- (2) 環境教育・学習に関する事業計画の調整に関すること。
- (3) 環境教育・学習の推進に必要な情報交換に関すること。
- (4) その他、環境教育・学習の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境局総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総括し、推進会議を代表する。

### (会議)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (関係者の出席)

第5条 推進会議は、協議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、環境局総務部環境調整課に置く。

### (その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成9年3月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

### (関係要綱の廃止)

- 2 「川崎市環境教育・学習推進連絡調整会議設置要綱（平成9年3月19日施行）」は、廃止する。

別表（第3条3項関係）

総務局職員研修所副所長

総合企画局都市経営部企画調整課長

財政局財政部財政課長

市民局市民生活部消費者行政センター室長

環境局総務部環境調整課長

環境局総務部地球温暖化対策担当主幹

環境局緑政部緑政課長

環境局緑政部多摩川施策推進担当参事

環境局公害部企画指導課公害企画担当主幹

環境局公害研究所事務担当主幹

環境局生活環境部廃棄物政策担当主幹

建設局総務部庶務課企画担当主幹

教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター室長

教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長

# 用語説明

## 1) 川崎市環境基本条例

環境に関わる市の施策全体を総合的かつ有機的に関連づけていく総合的環境行政制度を展開するため、市の環境施策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項等を定めた基本条例。平成3年12月25日制定。

## 2) 川崎市環境基本計画

川崎市環境基本条例第8条の規定に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境政策の目標、基本的施策、環境配慮指針等を定めた基本計画。平成6年2月策定し、平成14年10月に改訂した。改訂した環境基本計画の中では、「環境教育・環境学習の推進」が政策手段に係る重点分野として位置づけられた。

## 3) 環境

環境は空気、水、土、緑など全ての生物の存続の基盤であり、その範囲は、川崎市環境基本計画の中では、大気、水、緑、廃棄物、化学物質、地球環境、都市気温など15の要素としている。

## 4) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

持続可能な社会を構築するためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切である。一人一人の環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進するための事項を定めた法律。平成15年7月25日制定。

## 5) 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点整備のための施策等について定めた方針。平成16年9月24日制定。

## 6) 環境マインド

環境に配慮した暮らしの価値観、環境保全意識。

## 7) 環境倫理

環境との関係でどのような判断の下に行動すべきかという価値規範、行動原理。地球環境問題をはじめとする環境問題に適切に対応するためには、単に技術の革新や制度の改革だけでは不十分であり、人々のものの考え方や価値観、社会的な価値規範を環境という視点から問い直し、日常の行動や経済活動の中で実践することが求められる。

## 8) 環境資源

人間を取りまく環境自身が資源であるという観点に立ち、清浄な大気や水、健全な土壌等

を資源として把握するもの。環境への人間の関わり方によって、これらの恩恵が得られる。

#### 9) 環境容量

環境が人間活動を支えることができる程度を表す概念。生物の量及びその活動の強度を支えられる限界や物質循環の過程で生ずる排出物を受け入れられる限界等と考えられている。

#### 10) 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識、豊富な経験を有し、環境省の行う審査に合格、登録し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

#### 11) 開発教育

開発途上国における低開発の様相や原因等について総合的に理解し、その低開発を克服して、人類社会の均質な発展を目指す態度の育成を目的とした教育。人権問題や環境問題なども併せて取り上げ、地球市民を育てようとする教育も指す。

#### 12) 国連持続可能な開発のための教育の10年

2002年開催されたヨハネスブルグサミットにおいて日本が持続可能な開発を実現するために人づくりに取り組むことを目指し、2005年から2014年の10年間を「持続可能な開発のための教育の10年」とすることを提案し、第57回国連総会で決議された。今後、各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体が連携を図りながら、教育・啓発活動を推進していくとしている。

#### 13) 国際理解教育

東西国家間の相互理解を目的とする教育として始められたが、世界情勢の変化に伴い、諸文化の相互理解を重視する教育を示す言葉となりつつある。また、人類共通の課題として諸民族の権利、平和の維持、人権、開発、資源・環境等も取り扱うべき内容とされるようになった。

日本では、人類的諸課題の克服よりは、異文化理解に重点を置いて実践されてきた。

#### 14) 総合的な学習の時間

画一的といわれてきた学校の授業を変え、地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間。国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として、平成14年度から設けられた。この時間では、子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に理解できるようにすることを目指している。

#### 15) 自然エネルギー

平成9年にできた新エネルギー利用促進法で定義され、この法律に基づくと、再生可能

(自然)エネルギーとは、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー等がある。

#### 16) ISO14001

国際標準化機構で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格である ISO14000 シリーズの中で、中核をなす規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減を目指す仕組みが継続的に改善されるシステム(環境管理システム)を構築するための要求事項が規定されている。ISO14001 に基づき環境への配慮に自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

#### 17) エコアクション 21

環境省は、中小企業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境活動評価プログラム(エコアクション 21)を策定した。エコアクション 21 に取り組むことにより、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提示する。

#### 18) 環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が、法令等による規制基準を遵守することに止まらず、環境保全に向けた行動を自主的、積極的に展開するため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その状況を点検、評価して方針等を見直すという、一連の手続、仕組をいう。

#### 19) 地域環境保全基金

平成元年度に国において実施された地域環境保全対策費補助を受け、地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てるために設置された基金。平成 16 年度末基金額 4 億円。

参考文献：環境教育辞典(東京堂出版)他

# 資料編

## 川崎市における環境教育・学習関連事業例

分類	事業名（事業開始・実施年度）	担当課
1 普及啓発事業		
(1)イベント等	川崎市小・中学生作品コンクール（S56～） フリーマーケット（H5～） 川崎市下水道作品コンクール（H3～） かわさき地球環境フォーラム（H11～）	水道局庶務課 環境局廃棄物政策担当 建設局業務課 環境局環境調整課
(2)講座、講演会、シンポジウム等	くらしのセミナー（S56～） 生ごみ堆肥化講習会（H15～） 化学物質と環境セミナー（H14～） 水環境セミナー（H15～） 環境・公害研究合同発表会（S52～）	市民局消費者行政センター 環境局廃棄物政策担当 環境局化学物質対策課 環境局公害研究所 環境局公害研究所
(3)学習会	夏休み水道教室（H1～） 水生昆虫ふれあい教室（H11～） かわさき水辺の楽校（H13～） オープンラボ（H15～） 環境科学教室（S58～）	水道局庶務課 環境局環境対策課 環境局多摩川施策推進担当 環境局公害研究所 環境局公害研究所
(4)市民参加による環境調査	市域自然環境調査（S58～） さいわいリバーウォッチング事業（H15～）	教育委員会文化財課 幸区役所総務企画課
2 教材等の整備		
(1)副読本の作成	環境副読本の作成（S48～） 生活環境副読本の作成（S52～） 水道副読本の作成（S53～） 下水道副読本の作成（S61～）	環境局環境調整課 環境局廃棄物政策担当 水道局庶務課 建設局業務課
(2)その他教材の整備等	川の生きもの（H10～） 浄水場ハンドブック（H15～） 「川崎市の大気」（H15～） 環境ビデオの制作（H16） 干潟の生きもの（H17） 空気のごれ（H14～） 私たちのごみと環境（H15～）	環境局公害研究所 水道局庶務課 環境局環境対策課 環境局環境調整課 環境局環境対策課 環境局公害研究所 環境局公害研究所

分類	事業名（事業開始・実施年度）	担当課
3 活動拠点		
	橋リサイクルコミュニティセンター（H5～） 浮島処理センター生活環境学習室（H7～） 二ヶ領せせらぎ館（H11～）	川崎市リサイクル環境公社 川崎市リサイクル環境公社 環境局多摩川施策推進担当
4 人材育成		
	廃棄物減量指導員育成（H6～） 地域環境リーダー育成講座（H7～） 緑化推進リーダー育成講座（H11～） 里山ボランティア育成講座（H12～）	環境局廃棄物政策担当 環境局環境調整課 環境局緑政課 環境局緑政課
5 情報整備		
	環境情報の発行（S47～） インターネットホームページによる情報提供	環境局環境調整課 環境局、水道局、建設局等
6 市民等への活動の支援		
	緑地保全事業奨励金等（S61～） 資源集団回収事業実施団体奨励金（H2～） 市民リサイクル活動助成金（H3～） 生ごみコンポスト化容器等設置費助成金（H3～） リサイクルエコショップ認定制度（H5～） 家庭用生ごみ処理機等購入助成金（H13～） 緑の活動団体助成金（H13～） 多摩川エコミュージアムプラン（H13～） かわさき市民公益活動助成金（H16～）  屋上緑化等助成金（H15～）	（財）川崎市公園緑地協会 環境局廃棄物政策担当 環境局廃棄物政策担当 環境局廃棄物政策担当 環境局廃棄物政策担当 環境局廃棄物政策担当 （財）川崎市公園緑地協会 環境局多摩川施策推進担当 市民局地域生活課 環境局多摩川施策推進担当  （財）川崎市公園緑地協会
7 学校における環境教育・学習事業の充実		
環境教育・省エネ 推進事業	総合的な学習の時間において環境学習に取り組む。（H10～）	教育委員会総合教育センター カリキュラムセンター
8 幼児環境教育の推進		
幼児環境教育推 進事業	幼児環境教育のプログラム作成（H16～）	環境局環境調整課



## 川崎市環境教育・学習基本方針の改訂について

編集：川崎市環境教育・学習推進会議

川崎市環境教育・学習推進会議委員
総務局職員研修所副所長
総合企画局都市経営部企画調整課長
財政局財政部財政課長
市民局市民生活部消費者行政センター室長
環境局総務部環境調整課長
環境局総務部地球温暖化対策担当主幹
環境局緑政部緑政課長
環境局緑政部多摩川施策推進担当参事
環境局公害部企画指導課公害企画担当主幹
環境局公害研究所事務担当主幹
環境局生活環境部廃棄物政策担当主幹
建設局総務部庶務課企画担当主幹
教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター室長
教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長

監修：東京学芸大学 小澤紀美子教授

## 川崎市環境教育・学習基本方針

平成7年(1995年)11月 初版  
平成18年(2006年)3月 改訂

発行 川崎市  
編集 川崎市環境教育・学習推進会議  
監修 東京学芸大学 小澤紀美子教授

(事務局 川崎市環境局総務部環境調整課)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2386(内線:29311)  
FAX 044-200-3921  
E-mail [30kantyo@city.kawasaki.jp](mailto:30kantyo@city.kawasaki.jp)

表紙デザイン：環境局生活環境部収集計画課 加藤育子





デザイン：環境局 加藤育子